

西宮市訪問型病児・病後児保育利用料金助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ベビーシッター等の派遣による病児・病後児保育サービスを利用した児童の保護者に、予算の範囲内において当該サービスの利用料の一部を助成することにより、保護者の経済的な負担の軽減を図り、保護者の子育てを支援するとともに、児童福祉の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 病児・病後児保育サービス 公益社団法人全国保育サービス協会加盟事業者または公益社団法人全国保育サービス協会が国から委託を受けて実施するベビーシッター派遣事業の割引券取扱事業者が実施する保育サービスで、病児・病後児保育サービス契約に基づき利用者の自宅又は事業者が所管する保育者の自宅等で行うものをいう。

(2) 児童 生後6ヶ月から満12歳に達した日以後の最初の3月31日までの市内在住の児童をいう。

(助成対象)

第3条 助成金の交付対象者は、病児・病後児保育サービス（以下「サービス」という。）を利用した児童の保護者（以下「利用者」という。）とし、就労、冠婚葬祭、家族の病気等により、児童の保育に当たる者がいない場合に限るものとする。ただし、サービス利用時に、当該サービスを提供した者が前条第1号に定めるサービスを実施する事業者でなければならないものとし、サービス利用期間の途中で同号に定める事業者となった場合は、事業者となった日以後のサービスを助成対象サービスとする。

2 助成金の交付対象は、サービスの利用に要した費用（以下、「サービス利用料」という。）とする。ただし、入会金、年会費、登録料その他これらに準じる費用は、対象としないものとする。

3 前項ただし書の規定にかかわらず、月会費の中に当該月の利用料が含まれる場合は、これを当該月のサービス利用料とみなす。ただし、実際にサービスを利用した場合に限る。

4 助成金の交付対象日数は、サービスの利用に係る1回の発病につき7日までとする。

(助成の要件)

第4条 助成金の交付を受けようとする利用者は、サービスを利用する前後7日以内に、サービスの利用に係る児童に関し、医療機関の診療等を受診しなければならない。

(助成金の額)

第5条 助成金は利用月毎に算定するものとし、サービス利用料から当該利用に係る子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。)第30条の11第1項の規定に基づく施設等利用費の支給額を控除した額の半額を助成するものとする。

2 算定した助成金の額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とする。

(助成金の限度)

第6条 助成金の額は、サービスを利用する1児童につき1会計年度（4月1日から3月31日までの利用分）当たり、40,000円を限度とする。

（交付申請及び助成金の請求）

第7条 助成金の交付を受けようとする利用者は、サービスを利用した日から起算して6箇月以内に、西宮市訪問型病児・病後児保育利用料金助成金交付申請書兼同意書（第1号）及び西宮市訪問型病児・病後児保育利用料金助成金交付請求書兼口座振替依頼書（第2号）に助成対象日数分のサービスの費用のわかるもの（領収書及び利用明細書等）及び医療機関を受診したことがわかるもの等を添付して、市長に申請するものとする。

（助成金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による助成金の交付申請があったときは、関係書類を審査し、適正と認めるときには、当該申請者に西宮市訪問型病児・病後児保育利用料金助成金交付決定通知書（第3号）により通知するものとする。

（決定の取消し）

第9条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（助成金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金の交付を受けた申請者にその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金交付の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。